

政 委 第 37 号

平成 25 年 12 月 16 日

財 務 大 臣

麻 生 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の  
改廃に関する意見について

当委員会は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条等及び「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、平成 25 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等について、勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。

貴省所管の独立行政法人奄美群島振興開発基金については、通則法第 35 条の規定の適用が除外されているところですが、独立行政法人制度においては、第三者機関による事後評価及び定期的な組織・業務の見直しの客観性を担保することが重要な要素とされていることから、当委員会において、同基金について「勧告の方向性」に準じた意見を別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該意見を踏まえて見直しを進めていただき、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）が平成 25 年度末に期限切れになることを踏まえ、26 年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に同基金の業務の見直しが行われる際は、本意見の趣旨を最大限いかしていただくようお願いいたします。なお、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、同基金の業務の見直しに向けた貴省、同基金及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただくこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の改廃  
に関する意見

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

**第1 事務及び事業の見直し**

本法人は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号。以下「奄振法」という。）に基づき、奄美群島の自立的発展のための産業振興を行っており、その機能は引き続き必要である。しかしながら、保証業務及び融資業務における引当金の増加の影響により、多額の繰越欠損金（平成24年度末で約57億円）を有するとともに、リスク管理債権比率（平成24年度末で約53%）が極めて高い状態にあり、厳しい財務状況にある。

このため、今後この機能を安定的かつ効果的に果たしていくために、保証業務及び融資業務について、以下の取組を行うものとする。

1 審査の強化、債権管理の徹底等

本法人の業績悪化の要因となっている代位弁済及び延滞債権を減らすため、審査内容の更なる充実・強化を図るものとする。

具体的には、費用対効果に配慮しつつ、保証に係る一般の金融機関との連携強化、利用者のモニタリングの強化、債権の期中管理の徹底、利用者に対する適切な助言及び指導の実施、債権回収の強化など、各業務過程における一層の取組強化を図るものとする。

2 奄美群島の経済情勢を踏まえた融資・保証の限度額等の条件設定

融資・保証の限度額等の条件設定については、今後、新たに「奄美群島振興開発計

画」が策定された場合には、同計画及び地域の特性を踏まえ、本法人の財務状況への影響を十分勘案した上で検討するものとする。

### 3 出資の見直し

保証業務については、保証基金を造成するため、毎年度、国、鹿児島県及び奄美群島内市町村から出資を受けている。

また、「奄美群島振興開発基金経営改善策」（平成 21 年度公表）において、保証業務については、単年度の業務収支の黒字化を目指し、その後は、国の出資に依存することなく、収支改善等の経営努力により保証基金を造成することを目標としている。

このため、次期中期目標等においては、連続して単年度業務収支の黒字化を実現<sup>(注1)</sup>し、その後は、国の出資に依存することなく、経営努力により保証基金を造成するという目標を明確にするものとする。

なお、その目標が達成されるまでの間は、奄美群島の経済状況、本法人の経営状況（保証基金の運用益によるリスク補てん、自己収益の増加の状況等）等を勘案し、毎年度、国からの出資の在り方について見直しを行うものとする。

(注1) 「独立行政法人奄美群島振興開発基金の組織・業務の見直し等にかかる報告書」（平成 24 年 11 月 12 日独立行政法人奄美群島振興開発基金第三者委員会）における収支試算（案）によれば、平成 26 年度以降の国等からの出資がないとしても、28 年度以降は、経常利益は黒字になると試算されている。

### 4 余裕金の適切な運用

本法人は、代位弁済額及び貸付残高の減少に伴い余裕金が生じている。当該余裕金については、代位弁済の財源は有価証券により、融資の財源は定期預金により運用するの方針としているが、適切な運用益の確保が図られるよう当該方針を改めて見直した上で、運用するものとし、あわせて、運用体制を構築するものとする。

### 5 金融庁検査の導入の検討

本法人の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、金融庁検査未導入の他の金融関係法人の動向等を踏まえつつ、導入について、同検査の実効性確保の在り方も含め、金融庁も交えて検討することとし、速やかに結論を得るものとする。

## 第2 財務内容の改善等

本法人は、大島紬業の衰退や建設業等の不振に伴い収支状況が悪化し、平成24年度末における繰越欠損金は、約57億円（保証業務約32億円、融資業務約25億円）となっている。

この繰越欠損金の可能な限り早期の解消を図るため、本法人における繰越欠損金の発生要因等の分析を踏まえ、次期中期目標に削減目標を明記するものとする。

また、本法人は、上記削減目標を踏まえ、具体的な繰越欠損金解消計画を策定するとともに、国民への説明責任を果たすため、同計画を公表するものとする。

## 第3 業務実施体制の見直し

### 1 人材育成

奄美群島の自立的発展に向けて、産業振興を図っていくための政策金融の機能を継続的かつ安定的に実施するには、繰越欠損金解消に向けた取組を含め、適切なリスク管理手法を支える職員の人材育成を継続的かつ安定的に行っていくことが重要である。

このため、人材育成の観点から、株式会社日本政策金融公庫等の専門的知見等を吸収させることなどを目的として、同公庫等との人事交流、同公庫等の研修への参加等を実施するものとする。

### 2 現地事務所

本法人は、徳之島と沖永良部島に現地事務所を有しており、それぞれ職員1人、非常勤職員1人を配置している。

また、その業務内容は、①保証及び融資の相談・調査、②保証債務及び債権の管理・回収等であり、そのうち、保証債務及び債権の管理・回収業務がその大半を占めている。

このため、①奄振法第18条においては、業務の一部を金融機関<sup>(注2)</sup>に委託できることとされていること、②本法人が債権回収会社制度の活用を検討していることを踏まえると、本法人の本部（奄美大島）から両事務所への出張回数及び出張者数を増加させることなどにより、政策金融業務は可能と考えられることから、両事務所の経常収益、業務量及び保証・融資実績の本法人全体に占める割合等を検証した上で、今後の両事務所の在り方について検討するものとする。

(注2) 徳之島及び沖永良部島には、民間金融機関等が支店等を設置している。

#### 第4 法人の業務内容の見直し

奄振法に基づき設立され、奄美群島の振興開発の一環として行われている本法人の業務内容については、奄振法が平成25年度末に期限切れになることから、政策実施機能を更に向上させるため、株式会社日本政策金融公庫等との連携を図るなど、効果的・効率的な業務の進め方について検討を行うものとする。

#### 第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

##### 1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

##### 2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

##### 3 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

##### 4 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

## 5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。